

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 1 ～ 1 0 . 省略 1 1 . （中間利息定期貯金） （1）中間利息定期貯金の利息については、<u>第 4 条</u>の規定を準用します。 （2）省略 （3）中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、<u>第 4 条</u>第 2 項第 2 号の B の規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。 1 2 . 以下省略 以 上 <u>（令和 4 年 11 月 4 日現在）</u>	自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） 1 ～ 1 0 . 省略 1 1 . （中間利息定期貯金） （1）中間利息定期貯金の利息については、<u>第 3 条</u>の規定を準用します。 （2）省略 （3）中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、<u>第 3 条</u>第 2 項第 2 号の B の規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。 1 2 . 以下省略 以 上 <u>（令和 4 年 4 月 1 日現在）</u>